

令和6年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和6年12月5日(木)

東洋町議会

余 白

令和6年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和6年12月5日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)	議長	福島 登	君	副議長	西岡 尚宏	君
	1番	大坪 千倫	君	2番	廣田 斎史	君
	3番	安岡 良仁	君	4番	高畠 俊彦	君
	5番	武山 裕一	君	6番	今宮 裕明	君
	7番	田島 毅三夫	君			

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁	君
副町長	伊吹 真貴博	君
教育長	蛭子 浩久	君
会計管理者	近藤 真人	君
総務課長	築地 仲音	君
税務課長	北川 晃彦	君
産業建設課長	大坪 靖幸	君
教育次長	田岡 いずみ	君
住民課長	生松 克祐	君
住民課長兼地域包括		
支援センター事務局長	手島 憲作	君
総務課長補佐	足達 善亮	君
税務課長補佐	堀川 歩	君
産業建設課長補佐	生田 憲一	君
住民課長補佐	田岡 伊織	君
住民課長補佐	奥村 忍	君
代表監査委員	弘田 賀軌	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島 毅三夫 君 8番 西岡 尚宏 君

令和6年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和6年12月5日(木) 午前9時開議

- | | |
|--------|---|
| [日程第1] | 会議録署名議員の指名 |
| [日程第2] | 会期の決定 |
| [日程第3] | 議案第71号 東洋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第4] | 議案第72号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて |
| [日程第5] | 議案第73号 東洋町印鑑条例の一部を改正することについて |
| [日程第6] | 議案第74号 東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第75号 東洋町税条例の一部を改正することについて |
| [日程第8] | 議案第76号 令和6年度東洋町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて |

議事のでんまつ

議長	(福島 登 議長) おはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和 6 年第 4 回東洋町議会定例会を開会いたします。 (開会時間：9 時 0 0 分) 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例 5 件、補正予算 1 件の計 6 件であります。 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。 地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から令和 6 年 8 月から 1 0 月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。 次に、閉会中の議員派遣 4 件について、報告が代表派遣議員から提出されております。 以上をもって、諸般の報告を終わります。 次に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。
----	---

町長	長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 皆さんおはようございます。 本日、令和6年東洋町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走を迎え、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 それでは、本定例会の上程案件につきまして執行部からは、条例改正案5件、令和6年度の補正予算案1件の計6件の議案を提出させていただきます。 議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、適切なご決定をお願い申し上げます。 提案に先立ちまして若干の行政報告を申し上げます。 まず、町立内保育園の不適切保育事案に関する第三者検証委員会設置についてでございます。 先般、11月の第2回臨時会におきましてご報告をさせていただきました、東洋町立内保育園の不適切保育事案に関する第三者検証委員会設置の件につきましては、利用者をはじめ、町民の皆様方には大変ご心配をおかけしているところであります。 その進捗状況につきましてご報告をさせていただきます。 第三者検証委員会の委員としまして各所属団体から選定のありました弁護士、大学教授、心理士との委託契約につきましては、11月26日までに契約締結を完了しております。 初めてとなります委員会を12月20日に開催をし、設置要綱に基づきます調査等を実施することとなっております。 なお、この委託業務につきましては、透明性を確保するため、
----	---

本町職員は関わらないということを原則としておりますので、委員会開催時の書記業務につきましても専門業者へ委託することとしております。

続いて地区懇談会についてでございます。

本年も町内14会場で開催いたしました地区懇談会には、各地区長をはじめまして、参加していただきました町民の皆様方には、大変お世話になりました。

また、開催までの周知期間が短かったために、一部地域の地区長の皆様方には大変ご迷惑をおかけをいたしましたことをお詫び申し上げたいと思います。

懇談会で各地区から多くのご意見ご要望いただきましたことは、行政を運営する中で有意義な意見交換となった上に、身近な行政の取組の参考となりましたことに感謝いたしております。

各地区からのご要望につきましては、実行可能なことから取り組んでまいります。

引き続き町政運営に関しましてご理解ご協力をお願いいたします。

続いてB & G海洋センター廃止に向けた取組状況についてでありますけれども、9月19日にB & G財団が来町されまして、施設の状況を視察した結果、改修は不可能という判断で、10月24日開催の第45回理事会において海洋センターの廃止が承認をされました。

昭和56年に整備をいたしましたB & G海洋センターは、当時のスポーツ振興法に基づきまして、これまで野球、バレーボール、

スカッシュバレー、バスケットボール、バドミントン、卓球などの社会体育をはじめ、そしてプールを開放し、水泳教室も実施するなどたくさんの子供たちが利用してまいりました。

しかしながら近年では、人口減少に伴い、社会体育に参加する人口の減少とともに施設の老朽化が進み、令和5年度からは使用を禁止している状況でございました。

昭和56年に整備いたしましたB & G海洋センターは、43年の歴史に終止符を打つこととなりました。

町民の皆様方におかれましては、これまでご愛好いただき、誠にありがとうございました。

廃止後は撤去することとなりますが、撤去計画を進めていくとともに、撤去後の活用方法につきましても、検討してまいります。

続きまして、コンビニ交付サービスについてでございます。

役場の窓口業務の一環であります住民票と印鑑証明の交付事務につきましては、現在は役場窓口あるいはオンライン請求で対応しておりますけれども、このたび、全国のコンビニエンスストアでも、交付できるように、来年1月6日の開始に向けて事務を進めております。

本定例会におきましては、そのコンビニ交付サービスに係る手数料の改正案を提出させていただいております。

続きましてマイナンバー保険証についてでございます。

本年12月2日から、現行の健康保険証がマイナンバーカード保険証での利用を基本とする仕組みへと移行しております。

国民健康保険と後期高齢者医療保険の対象者の方で、マイナン

バーカードをお持ちの皆様は役場や医療機関で移行手続きをお願いいたします。

マイナ保険証を利用することで、医療費が20円の節約ができ、過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるために、身体の状態や、他の病気を推測した医療に役立てることができきます。

また入院時に役場で手続きをしていただいております、高額医療の限度額申請の手続きも不要となります。

なおカードをお持ちでない方や移行手続きがお済みでない方には、手続きなしで資格確認書を発行することとなっております。

続きまして道の駅登録伝達式についてでございます。

これまで海の駅東洋町として地域に親しまれておりました当駅は、8月7日に新たな道の駅として登録され、四国内では91駅目、県内では26駅目となります。

10月9日には、国土交通省道路局長から交付される登録証の伝達式を行い、同日に道の駅東洋町として開駅をいたしました。

12月8日には、道の駅記念イベントとしてマグロの解体や振る舞い、カツオのわら焼き体験、1日限りの日曜市などを開催いたします。

また高知新聞が行いました、県内道の駅人気アンケートでは10位とトップテン入りを果たしております。

続きまして株式会社八天堂との包括的連携協定についてでございます。

クリームパンを柱に、国内外で事業展開をするスイーツパン専

門店の株式会社八天堂との包括的連携協定につきまして11月13日に調印式を執り行いました。

土産物の少ない本町にとりましては、ポンカンなどの本町特産品を同社のノウハウを生かした商品開発と、首都東京を起点とする販売戦略に期待を寄せているところであります。

本町の株式会社森海家の100年ゆず果汁と、室戸市の室戸海洋深層水株式会社の深海の花を使用した「とろける高知くりむパン柚子」は、道の駅東洋町でも販売をしております。

続きまして秋のイベント・行事についてでございます。

本年、本町で開催されました秋のイベントにつきましてご報告をさせていただきます。

9月28日には、野根川清流保全協議会主催の野根川鮎まつりが開催をされまして鮎釣り体験、鮎と鰻のつかみ取り、鮎の炭火焼などが行われました。

今後におきましては、野根川や桜並木の環境整備にも努めてまいりたいと考えております。

11月9日、10日と東洋町町観光振興協会主催のビーチサッカーフェスティバルが行われ、ビーチサッカー教室には本町の子どもたちも参加して、高知大学サッカー部によりますエキシビジョンマッチも行われ、閑散期となります冬季のビーチ利用に期待を膨らませております。

11月10日11日と、東洋町文化協会主催の第48回東洋町文化祭が開催され、趣味の作品展や演芸大会が行われました。

令和8年に高知県で開催の国民文化祭に向けまして、その年にちょうど50回目を迎える節目の年となります東洋町文化祭が、

この祭典に参加していただきましたら、全国に向けて広く周知をされ、本町の文化芸術の振興にさらに磨きがかかりますことをご期待いたしております。

11月16日には、東洋町商工会青年部主催でこけら寿司作りや鰹の薫焼き、野根川鮎の炭火焼などの体験を交えた男女の出会いイベント、「高知の東端で愛を見つける」が開催されました。今後におきましても人口減少対策として若者の出会いの場の創出に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

11月23、24と徳島県サーフィン連盟主催の東洋町杯サーフィン大運動会が開催をされまして、サーフィンスポーツのすそ野を広げることを目的としておりましたので、アマチュアサーファーを中心にエントリーをしていただき、本町の小学生2名も参加をいたしました。

来年度の開催に向けましてサーフィン事業を取り入れております、本町小中学校の児童生徒には、1人でも多く参加してもらえるように努めてまいりたいと考えております。

今年の東洋町の秋はまさに食欲の秋、スポーツの秋、文化芸術の秋を演出することとなりましたが、コロナ禍を乗り越えて町民の皆様方が集う場所づくりも大切にしていきたいと考えております。

続きまして消防の広域化についてでございます。

高知県では、県内15の消防本部を一つにする、高知県消防広域化に向けて取り組まれております。

このことにつきましては、人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力の維持及び確保を図る目的として、県内全市町

村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織を一元化し、本部機能の集約を通じまして間接部門となります。総務業務や通信指令業務などをスリム化することで、そこで生じた余力を直接部門であります現場業務に振り向けるとともに、消防サービスの高度化を図りまして県民の安全安心の確保に資することを目的としております。

この消防広域化の新体制への移行は令和１０年度の発足を目指し、検討を重ねていくこととなっております。

続きまして奈半利室戸道路建設促進協議会についてでございます。

四国８の字ネットワークのうち、高知県内は全区画事業化決定しましたことから、令和３年に高知県新広域道路交通計画と、四国地域新広域道路交通計画におきまして、構想路線として位置づけられております。奈半利室戸道路の整備促進を目的とした奈半利室戸道路建設促進協議会が９月２５日に発足をいたしました。

安芸郡市の市町村長と市町村議会議長で構成をされておりました。室戸市長が会長を務めております。

１０月２日に四国地方整備局へ、１０月４日には国土交通省や県選出国會議員への要望活動を行ったところであります。

今後も奈半利室戸道路の早期具体化に向けました、調査中區間へ格上げされますよう要望活動を行ってまいります。

続いて南海レスキュー防災訓練についてでございます。

年明けの１月１３日から１５日にかけて、陸上自衛隊と海

議長	上自衛隊、航空自衛隊などによります大規模な防災訓練が行われる予定で、本町では東洋町防災拠点施設と生見海岸を中心に行われます。 本町内での訓練内容としましては、元日に発生しました能登半島地震を教訓に、孤立地域へ対応するために、ヘリによる救急患者輸送をはじめ、エアクッション艇を揚陸して道路啓開の部隊や、施設資機材など搬送を行う訓練としております。 続きましてライフビジョンの普及促進についてでございます。 本町では、スマートフォンを持ちの方々を対象に、「広報とうよう」や「東洋町議会だより」をはじめ、町の暮らしの情報、議会放送など、音声による放送機能によりご覧いただけるアプリケーション「ライフビジョン」のサービスを行っております。 外出先でも、町内放送や行政情報、災害情報などが自動的に配信され、大変便利ですので、町民の皆様方にぜひご利用いただけたら幸いに思っております。 結びに町民の皆様方におかれましては、師走を迎え、何かと慌ただしい時期となりましたが、健康にご留意をされ、健やかに新年を迎えられることをご祈念申し上げます。 以上簡単ではございますけれども、令和6年東洋町議会第4回定例会の行政報告とさせていただきます。 ご清聴ありがとうございました。 (福島 登 議長) 町長の行政報告が終わりました。
----	--

議会運営委員会委員長	日程に入ります。 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第１２６条の規定により、７番田島毅三夫君、並びに８番西岡尚宏君を指名いたします。 日程第２、会期の決定の件を議題とします。 議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員長。 （高畠 俊彦 議会運営委員長） 皆様、おはようございます。 令和６年第４回定例会議会運営委員会の報告を行います。 １２月２日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日５日から１２月１１日水曜日までの７日間とする。 次に運営につきましては、本日の開催日に提出者から提案理由の説明を受け、本日５日の本会議散会後から委員会及び議案審査のため休会、１１日に再開し審議、採決ののちに一般質問を行う。 次に議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑と討論を合わせて、時間を１人１時間以内とする。また、執行部の答弁時間も１時間以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。次に、一般質問については一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を１人４０分以内とする。また、執行部の答弁時間も４０分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第６４条の２の規定により、反問権を行
-------------------	--

議長	使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。 次に議案質疑の通告期限は、１２月６日金曜日正午まで、一般質問の通告期限は、１２月６日金曜日正午までとする。 次に、「臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める意見書」を総務教育民生常任委員会へ付託する。 以上のように決定いたしました。 これで議会運営委員会からの報告を終わります。 （福島 登 議長） 議会運営委員長の報告が終わりました。 ここでお諮りします。 ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から１２月１１日までの７日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。 よって会期は、本日から１２月１１日までの７日間と決定をいたしました。 日程第３、議案第７１号、東洋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについての件から、日程第８、議案第７６号、令和６年度東洋町一般会計補正予算、第５号を定めることについてまでの６件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
----	---

町長	(異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに、提出者の説明を求めます。 長崎町長。 (長崎 正仁 町長) それでは提案理由を申し上げます。 議案提案理由説明書の１ページからお願いをいたします。 議案第７１号、東洋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めます。 令和６年１２月５日提出でございます。 続きまして２ページをお願いをいたします。 議案第７２号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。 令和６年１２月５日提出でございます。 提案理由についてでございます。 議案第７１号及び７２号につきましては、関連がございますので一括してご説明をいたします。 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和４年６月１７日に公布をされ、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑として単一化されるなどの改正法が令和７年６月１日から施行されるため、本条例を改正しようとするものでございます。 なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。
----	---

続いて、議案第 7 3 号、東洋町印鑑条例の一部を改正することについて地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出でございます。

続いて 4 ページをお開きください。

議案第 7 4 号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

議案第 7 3 号及び第 7 4 号につきましては、関連がございますので、一括してご説明をいたします。

町民の利便性の向上を図るため、本町でも住民票と印鑑登録証のコンビニ交付サービスを実施するにあたり、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続いて議案第 7 5 号、東洋町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

軽自動車税において 4 月 1 日の賦課期日から納付書発送日ま

	で、充分な期間を確保し、適正な課税を図るため、納期を４月から５月に変更するために改正をしようとするものでございます。 なお、内容につきましては税務課長が説明をいたします。 続いて６ページをお開きください。 議案第７６号、令和６年度東洋町一般会計補正予算、第５号を定めることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により議会の議決を求めます。 令和６年１２月５日提出でございます。 提案理由でございます。 歳入歳出それぞれ８６９３万８千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ３４億９６５６万円とするものでございます。 歳入では、地方特例交付金、地方交付税、国庫及び県支出金、繰入金、町債を計上しております。 歳出では、養護老人ホーム入所委託料、児童手当給付費、子ども預かり事業委託料、捕獲報奨金、自然休養村管理センター改修工事設計委託料、白浜海水浴場海上遊具購入費、野根海岸高潮対策事業県負担金、野根中学校校舎雨漏修繕料、林道檜地線第５号床版橋測量設計委託料などを計上しております。 なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。 以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 (福島 登 議長) 築地総務課長。 (築地 仲音 総務課長)
議長	
総務課長	

おはようございます。

それでは、議案第 7 1 号、東洋町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料の 1 ページ、新旧対照条文の 1 ページをご覧ください。新旧対照条文にてご説明をさせていただきます。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和 4 年 6 月 1 7 日に公布され、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑として単一化されるなどの改正法が令和 7 年 6 月 1 日から施行されるため、本町でも関係する条例において、懲役及び禁錮が使用されている条文を拘禁刑と改めるものでございます。

議会関係におきましては、この 1 条例のみでございました。

第 6 章、罰則、第 5 3 条から 2 ページをお願いします。第 5 5 条までそれぞれ、左側の現行の懲役から、右側、改正後案の拘禁刑に改める改正でございます。

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日からの施行でございます。

こちらについては以上でございます。

続きまして、議案第 7 2 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正することについて、ご説明いたします。

議案関係資料は 3 ページ、新旧対照条文も 3 ページになります。

新旧対照条文にてご説明をいたします。

改正理由につきましては、先ほどの説明と同様でございまして、割愛させていただきます。

町部局関係では、5つの改正条例がありますので、関係条例の整理として、議案第72号にまとめて上程をさせていただいております。

まず、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正でございます。第1条では、失職の例外、第4条中、禁固を拘禁刑に改める改正でございます。

4ページに移ります。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第2条では、期末手当、第16条の2、第3号及び、5ページに移ります。第4号と、第16条の3第1項第1号と、続きまして7ページをお願いいたします。第5項第1号中、それぞれ禁錮を拘禁刑に改める改正でございます。

8ページをお願いいたします。東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。第3条では、失格条項、第4条、第1号中、禁錮を拘禁刑に改める改正でございます。

9ページに移ります。東洋町個人情報保護法施行条例の一部改正でございます。第4条では、附則、経過措置、第3条第4項と、10ページをお願いいたします。第5項中、それぞれ懲役を拘禁刑に改める改正でございます。

11ページに移ります。東洋町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でございます。第5条では、罰則、第9条と、附則、経過措置、第3条第3項中、続いて12ページをお願いいたします。それぞれ懲役を拘禁刑に改める改正でございます。

この条例は、令和7年6月1日からの施行でございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) おはようございます。 それでは私のほうから議案第 7 3 号、議案第 7 4 号のご説明をいたします。 まず、議案第 7 3 号、東洋町印鑑条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。 資料につきましては、議案関係資料 6 ページ、新旧対照表 1 3 ページとなりますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。 第 1 3 条には、新たに印鑑証明書をコンビニで取得することを可能とするための条例を追加しております。 改正内容が分かりづらいため、分かりやすく簡潔にご説明申し上げます。 ここでは、第 1 3 条を新たに追加しております。 これにつきましては、従来役場窓口において取得していた印鑑証明書をコンビニの端末において、取得することを可能とするための条例改正となっております。 続きまして、議案第 7 4 号東洋町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。 資料につきましては、議案関係資料 8 ページ、新旧対照表 1 6 ページとなりますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。 第 2 条に新たに印鑑証明書と住民票をコンビニで取得する場合の手数料の条例改正を追加しております。

議長	改正内容を分かりやすく簡潔にご説明いたします。 第2条の（22）及び（26）を新たに追加しております。 これにつきまして、従来、役場窓口において取得する際は、手数料は300円となっております。 今回の改正で、コンビニの端末において印鑑証明書及び住民票を取得する場合は手数料を200円とするための条例改正となっております。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 （福島 登 議長） 北川税務課長。
税務課長	（北川 晃彦 税務課長） それでは、私からは議案第75号、東洋町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。 改正条文は、議案関係資料の最後13ページ、新旧対照表も最後の19ページとなっております。 今回の改正は、軽自動車税の納期を4月から5月へ変更するものです。 軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税して、4月末日を納期としています。 しかし、例年3月は廃車や譲渡などの手続が多く、月末の手続が、4月の課税に反映されない場合があるため、税金の還付や誤った課税が発生しやすい状況となっております。 そうした状況を改善するため、4月1日現在の軽自動車の取得や廃車等の状況を確認できる期間を十分確保して、より適正な課

議長	税を図るため、納期を４月から５月に変更するものです。 先ほどの資料、新旧対照表１９ページをご覧ください。 表の左側、第８３条第２項では、納期を４月１１日から同月３０日までとなっているものを、右側、新しいほうですが、５月１０日から同月３１日までとなります。 なおこの条例は、令和７年度からの施行となっております。 ご審議のほどよろしく申し上げます。 （福島 登 議長） 築地総務課長。
総務課長	（築地 仲音 総務課長） それでは議案第７６号、令和６年度東洋町一般会計補正予算、第５号を定めることについてご説明いたします。 予算書の１ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ８６９３万８千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ３４億９６５６万円とするものでございます。 ２ページをお願いいたします。 （予算書に基づき説明）
議長	（福島 登 議長） 以上で、一括議題とした提出案件の説明が、すべて終了いたしました。 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

	ここでお諮りします。 冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、11日午前9時から再開したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 本日は、これにて散会いたします。 次回の議会放送は、11日午前9時から放送します。 これにて議会放送を終了いたします。 どうもお疲れさまでございました。 （散会時間：10時05分）
--	---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 2 月 19 日

議 長

福島 登

署名議員



署名議員である西岡尚宏議員が令和 6 年 1 2 月 2 7 日に
退職したため署名なし